

邪馬台国的位置論と「中平刀」の大和への伝来

—「新類型」の自説と北部九州説(畿内を含まない)の対立点を巡って—

小林 良自

まえがき

邪馬台国論の課題は、第一に『魏志倭人伝』にみる邪馬台国と『古事記』、『日本書紀』にみる大和王権との関係性を明らかにすること、第二に邪馬台国への道程に係る「水行一か月、陸行一か月」の日数記事と「万二千余里」の里数記事を整合させ、邪馬台国的位置を定めることにあると考えます。

第一の課題に関して、四世紀前半は、邪馬台国の王権構造から応神に始まる「倭の五王」の王権構造に代わる時代であり、この歴史をどう観るか鍵となります。この時代の歴史は、邪馬台国の断絶か連続、継続かの問題です。断絶説は、邪馬台国が分裂・解体、消滅し、応神に始まる新たな大和王権が誕生したとみます。一方、連続、継続説は畿内の邪馬台国=大和王権とみて、応神朝に繋がったとみます。又、北部九州の邪馬台国=大和王権とみて、応神朝に繋がったとみる筑紫王朝説があります。

一方、「新類型」の自説は、北部九州の邪馬台国が畿内勢力や初期大和王権を支配していたとするものです。邪馬台国の王権は、統治機関として外交、国防、治安を担う「大率」と交易を担う「大倭」、及び、祭祀を担う卑弥呼の「鬼道」から成ります。西晋が316年に滅亡し、半島では、313年高句麗により楽浪郡が併合され、帶方郡は滅亡します。この時期の統治機関「大倭」の消長を実証的に辿った結果、四世紀前半に、これまでの邪馬台国による管理交易の体制が機能しなくなり、奴国、西新町の後期「博多湾貿易」が展開され、奴国主体の自由貿易的な交易に代わったことが判りました。「新類型」の自説は、四世紀前半の東アジアの動乱下に、邪馬台国の王権が国を束ねる二つの力、「大率」による冊封外交と「大倭」による管理交易の体制を失い、崩壊した過程を明らかにしました。なお、詳細は、全国邪馬台国連絡協議会のホームページ「私の邪馬台国論・古代史論」投稿文『邪馬台国の興亡と大和王権』(2023年7月)を参照ください。

これに対して、筑紫王朝説や東遷説をとらない北部九州説(畿内を含まない)の多くは、四世紀前半に、邪馬台国の王権構造から応神に始まる「倭の五王」の王権構造に代わる歴史を実証的に示せないため、「謎の四世紀」として扱います。このため、「新類型」の自説と北部九州説(畿内を含まない)の対立点が不明であり、本稿では、邪馬台国論の第一の課題を扱えません。

本稿は、邪馬台国論の第二の課題に第一章、邪馬台国的位置論をあて謎を解明します。その上で、「新類型」の自説と北部九州説(畿内を含まない)の位置論上の対立点を明らかにして、「新類型」の自説の優位性を論証します。さて、「新類型」の自説と北部九州説(畿内を含まない)は、大きくみれば、邪馬台国の「首都」を北部九州とする点で同じですが、

その版図に畿内を含むか、否かの点で異なります。第二章で、狗奴国への対抗策を踏まえて、邪馬台国の版図の問題を考えます。又、第三章で、「中平刀」の大和への伝来過程を考え、「新類型」の自説の優位性を論証します。

注記

本稿の中で初期大和王権は、布留0年代以後の王権で崇神が創業者です。又、大和王権は、360年代以後の王権で応神が創業者で「倭の五王」の王権につながります。「新類型」の自説は、北部九州の邪馬台国が初期大和王権を支配したと考えます。なお、邪馬台国は、広義で邪馬台国の連合、狭義で「首都」の邪馬台国を表します。

目次

まえがき

第一章 邪馬台国的位置論

はじめに

1. 邪馬台国の道里「万二千余里」
2. 「会稽東治の東」と邪馬台国の中
3. 邪馬台国の中程「水行一か月、陸行一か月」

まとめ

第二章 伝統的な学説と狗奴国に対抗する東方策

はじめに

1. 三世紀の倭の社会を考える
2. 「新類型」の自説の考える広域支配

まとめ

第三章 「中平刀」の大和への伝来

はじめに

1. 富雄丸山古墳の造出し埋葬施設の出土鏡
2. 丸遡氏とは

まとめ

むすび

第一章 邪馬台国的位置論

はじめに

『魏略』、『魏志倭人伝』とともに、邪馬台国的位置を「万二千余里」によって示し、伊都国までの道程を里数で記しています。邪馬台国は、伊都国から千五百里の伊都国周辺の九州島内にあったとし、これで邪馬台国問題は解決したとする見方があります。ただ、『魏志倭人伝』は、「南、投馬国、水行二十日、南、邪馬台国、水行十日陸行一か月」の道程を記しています。加えて、『魏志倭人伝』は、邪馬台国が「会稽東治の東」にあるとも記します。これらの長大な距離の記述があるために、「万二千余里」だけでは九州説を確定することができません。そこで、日数記事は信頼性が低いとして、解読の対象としない論もありますが、これでは、邪馬台国的位置論の謎を解明したことにはなりません。少なくとも、なぜ「水行

陸行」の日数記事を使用しないのか、その理由を明らかにする必要があると考えます。この章では、邪馬台国的位置論の研究史を踏まえて、「万二千余里」、「水行陸行」、「会稽東治の東」に係わる問題を解明します。

1. 邪馬台国の道里「万二千余里」

(1) 「今使訳所通三十国」

旧百余国.漢時有朝見者。今使訳所通三十国。

旧(もと) 百余国にして、漢の時に朝見する者有り。今 使訳(しえき)通ずる所三十国なり。

『漢書』地理志は「夫れ樂浪の海中に倭人有り。分かれて百余国と為り、歲時を以て來りて獻見す」と記します。陳寿は『漢書』地理志の構文を下敷きにして、冒頭部で「倭人は帶方の東南たる大海の中に在り、山島に依りて國邑を為す。旧百余国、漢の時に朝見する者有り」と書き出します。その上で、陳寿は漢文に多い対句表現として、「旧百余国、漢の時に朝見する者有り」に対して「今使訳通ずる所三十国なり。」の文を対置したと考えます。ここで、「今」は「旧」の対句です。

ところで、『魏志倭人伝』の国名列記の仕方が、伊都と奴との間でかわっています。このことに関して、橋本増吉は、榎一雄の放射式読解でなく、『魏志倭人伝』の史料が、この伊都国までと奴国以下とでは違っていたためだとし、伊都国までは『魏略』を使い奴国以下は『魏略』になかったので他の材料を使ったためだと考えました。ちなみに、『三国志』の研究学者、渡邊義浩は大宰府本『翰苑』の逸文を考察して、書写の対象が倭国を含む蛮夷部であったとします。それにも拘わらず、奴国、不弥国、投馬国が書写されていないと指摘します。このことから、大宰府本のもととなった『翰苑』に引かれていた『魏略』にも、奴国、不弥国、投馬国の記述がなかった蓋然性が高いとします。

『魏志倭人伝』に先行する『魏略』は、逸文によれば三十国の文言がありません。『魏略』逸文に「今使訳通ずる所三十国なり」はないが、元々の『魏略』にあったとし、『魏志倭人伝』が、この構文を流用したと、このように断定できないと考えます。勿論、『魏略』は逸文が残るのみであり、後代の写し忘れも考えられます。しかし、最も大事な書き出し部を写し忘れるだろうかと思います。元々、『魏略』には「旧百余国、漢の時に朝見する者あり」と対句をなす、「今使訳通ずる所三十国」の構文は、なかったと推察します。

『魏志倭人伝』に「今使訳通ずる所三十国なり」とある三十か国は、郡から對馬、一支、末盧、伊都、邪馬台国までの五つの沿道諸国と伊都国から奴、不弥、投馬までの三つの沿道諸国、及び、二十一の「旁国」、加えて、未知な一か国Xからなります。これに関して、自説は伊都国までは『魏略』を使い、『魏略』にない奴、不弥、投馬までの三つの沿道諸国は、西晋遣使の実見とみます。伊都国に留まった郡使が、奴国、不弥国に出向き道里や戸数の情報を得た理由は、両国に国防を担う卑奴母離が設置され、戦略上、重要な国だったからです。加えて、両国は、卑弥呼が居住した都の邪馬台国に近接した地です。又、政治を担当した卑弥呼の男弟が、奴国に常駐していた可能性もあります。

『魏志倭人伝』の編纂者、陳寿は、どの記録を採用して、どの記録を伏せるのかという作

業を通じて、あるいは「春秋の筆法」(『春秋』の義例に従った毀誉褒貶を含ませた史書の書き方)と呼ばれる歴史叙述の方法により、自らの思いを表現することができたとされます。ここから、陳寿の偏向が生まれます。時の権力者、西晋の司馬氏に配慮したものです。陳寿の偏向性は、第一に西戒伝をボッにしたこと、第二に邪馬台国の出自を呉、越から越に絞ったこと、第三に邪馬台国的位置を敵対国、呉の背後、会稽東治の東に移動させたことにみられます。

陳寿の偏向性の第四が、『魏志倭人伝』冒頭の書き出し部であり、『魏略』にはなかった、西晋の司馬氏を称える「今使訳通する所三十国なり」の構文の装入、配備と考えます。陳寿は、邪馬台国の朝貢を大々的に記して、司馬氏を称えました。多くの国々(三十国)が魏晋に朝獻する(使訳通する)様を記すために、司馬氏を称える「今使訳通する所三十国なり。」の構文を敢えて装入、配備したと考えます。同様に、陳寿は遠絶な「旁国二十一国」の国名を一つ一つ敢えて掲示し、『魏志倭人伝』を通して司馬氏の徳が遠い国々に届いていることを示したと考えます。

『魏志倭人伝』は、魏朝の歴史書なので、魏の時代以降の邪馬台国の期間は、基本的に記述の対象外であったと考えます。例外の一つが『魏志倭人伝』書き出し部にある倭人世界のあらましで、「今使訳通する所三十国なり」の「今」と考えます。これは、『魏志倭人伝』編纂時の太康年間の「今」であり、三十国の中に新たな情報「旁国二十一か国」を含むものです。『晋書』が太康年間を含む276年～291年に渡り記す、東夷入貢記事の中に邪馬台国の外交が、あったと考えられ、266年の台与による遣使以降も西晋との冊封関係が、太康年間まで続いていると考えられます。「旁国二十一か国」は、この時の西晋遣使の伝聞記録によるものです。陳寿は、恩人の張華から得た貴重な韓、倭の地理に関する最新情報を尊び、倭人世界のあらましを記したと思います。ちなみに、張華は、282年～287年の間、北京に赴任し北方方面軍総司令官の要職にあって、とりわけ朝鮮半島の諸国の朝獻に力を入れたとされます。

さて、「今使訳通する所三十国なり」の「今」が太康年間の今とすれば、二世紀末の邪馬台国建国から約100年後のことになります。だとすれば、この間に邪馬台国は拡大、広域化したと考えるのが自然であろうと考えます。邪馬台国は、卑弥呼を共立した建国八か国に、その後、遠絶とされる「旁国二十一か国」と未知なX国が順次加わり三十国の連合体になり、最終的に邪馬台国の版図は、最大、畿内を東限とする列島西半部に渡っていたと考えます。ここで、建国八か国は、対馬国、一支国、末慮国、伊都国、奴国、不弥国、投馬国、邪馬台国です。

(2) 「東渡海倭種」

女王國東、渡海千余里、復有國。皆倭種。

女王國の東、海を渡ること千余里に、復(ま)た国有り。皆 倭の種なり。

『魏志倭人伝』は、「女王國東、渡海千余里、復有國。皆倭種。」と記します。すなわち、「女王國の東、海を渡ること千余里に、復(ま)た国有り。皆 倭の種なり。」とあります。これに

対して、『魏略』は、「渡海千余里、復有国。皆倭種。」と記します。北部九州説(畿内を含まない)は、倭種の国は九州島の東方にある中国・四国地方を示すと解釈し、邪馬台国の版図は、主に九州島内に所在したとします。ただ、『魏志倭人伝』の倭種と『魏略』の倭種は指示している地域が異なるのではないかと考えます。邪馬台国連合の拡大、拡充期に新たに加わった其の余の「旁国二十一か国」を含めて、『魏志倭人伝』は邪馬台国連合の版図を東方に拡大しており、倭種は更にその東方にある地域にあたります。従って、邪馬台国の版図は九州島内に限らず、列島西半部に及ぶと考えます。

(3) 「万二千余里」の成り立ち

『魏略』、『魏志倭人伝』とともに、邪馬台国的位置を「万二千余里」によって示しています。このことに関して考えます。奴国が57年に、伊都国が107年に後漢へ朝貢したように、対馬、一支、末盧、伊都、奴は後漢期から中国、半島との交通があり、その名と地域は知られていました。玄界灘沿岸部にあたる末盧、伊都、奴の地に係わる後漢、魏、西晋の時代の地理的認識は、『魏志倭人伝』が記すように、狗邪韓國から水行三千余里で至る地域であったと考えます。この三千余里の距離は韓地、方四千里に連結したものであり、標準里の「五倍長」の道里に相当するものです。以上、帶方郡から七千余里の狗邪韓國を経て玄界灘沿岸部に至る「万余里」は、後漢、魏、西晋の時代の公式見解、認識だったと思われます。魏遣使は、新たに末盧国から伊都国を経て邪馬台国に至る行程を実測しました。この結果を用いて、『魏略』、『魏志倭人伝』とも、末盧国から邪馬台国までの二千里は、魏遣使の得た実測値に連動した「五倍長」の道里で記述したと考えられます。結果、『魏略』、『魏志倭人伝』とともに、邪馬台国的位置を「万二千余里」によって示すことになりました。

国名と地域の手掛かり

	国名と地域の手掛かり	
対馬国		南北 市羅
一支国		
末盧国		
伊都国	107年後漢へ朝貢	
奴国	57年後漢へ朝貢	
不弥国		
投馬国		
邪馬台国	239年魏へ朝貢など	
「旁国二十一か国」		魏晋期の邪馬台国時代に新たに交通を持った国だろう。

2. 「会稽東治の東」と邪馬台国の出自

計其道里.當在会稽東治之東

其の道里を計るに、當(まさ)に会稽の東治の東に在るべし。

邪馬台国の出自に関して、『魏略』は、「その過去の話を聞くと、自ら太白の後と言う」、又、「昔、夏后の小康の子会稽に封ぜられ、断髪・文身し以て蛟龍の害を避く」と記します。「太白」は、周の王位を弟に譲り、南方にあって呉の始祖となった人物とされ、又、「夏后の小康の子」は、南方の地にある越の始祖となった人物とされます。従って、『魏略』は邪馬台国の出自として、呉と越を併記したことになります。これに対して、『魏志倭人伝』は、越の始祖の記事のみを採録しました。西晋の史官、陳寿は、邪馬台国が魏や西晋の友好国であることから、敵対する呉でなく越の子孫の国としたのです。陳寿は、会稽東治の東にあるべきとする邪馬台国的位置を南、「水行一か月、陸行一か月」によって示しました。西晋の史官、陳寿は、敢えて魏や西晋の友好国である邪馬台国の出自を南方、越の国とするため、その位置を敵国、呉の背後にあたる、遙か南方の会稽東治の東に移動させたとする説に従いたいと思います。

3. 邪馬台国の道程「水行一か月、陸行一か月」

南至投馬国.水行二十日。官曰彌彌.副曰彌彌那利。可五万余戸。南至邪馬台国。女王之所都。水行十日.陸行一月。官有伊支馬.次曰彌馬升.次曰彌馬獲支.次曰奴佳鞬。可七万余戸。

南して投馬国に至る。水行すること二十日。官を彌彌と曰ひ。副を彌彌那利と曰ふ。五万余戸可りあり。南して邪馬台国に至る。女王の都する所なり。水行すること十日。陸行すること一月。官に伊支馬有り。次を彌馬升と曰ひ。次を彌馬獲支と曰ひ。次を奴佳鞬と曰ふ。七万余戸可りあり。

これまでの里数、日数一体自明説は、長大な日数記事と「会稽東治の東」の問題に対して、十分答えられていないと考えます。位置論の難題解決に向けては、日数の道程を里数、日数一体自明とすることなく、先ず、里数、日数分離説に立ち考えることが重要です。ここで、日数記事は信頼性が低いとして、解読の対象としない論もありますが、これでは、邪馬台国的位置論の謎を解明したことにはなりません。少なくとも、なぜ「水行陸行」の日数記事を使用しないのか、その理由を明らかにする必要があると考えます。なお、位置論は、里数、日数分離説に立つだけでは解明できないと考えます。前提として、『魏志倭人伝』にみる邪馬台国と『古事記』、『日本書紀』にみる大和王権の関係を明らかにする必要があります。

日数記事の扱いに係わる諸説

	里数、日数一体自明説	日数不使用、里数分離説		里数、日数不使用説
		日数不使用説	日数記事解釈説	
北部九州説	榎一雄 安本美典	白鳥庫吉 門脇禎二	橋本増吉 大和岩雄 「新類型」の自説	岡田英弘 松本清張
畿内説	内藤湖南 山尾幸久		渡邊義浩	

里数、日数一体の記述法

	表記法の違い	「水行陸行」道程	長さの単位	方角	日数記事の情報源

記述法	放射式	並列式(0r 読み)	短里式	方角一致	実測日数
	順進式(and 読み)	加算式(and 読み)	標準里式	方角変換(南は東)	伝聞日数

「水行陸行」日数記事の記述上の問題点

	「水行陸行」日数記事の記述上の問題点
順進式の是非	順進式(and 読み)で邪馬台国に至る「水行十日、陸行一か月」は、九州説では九州島を突き抜けてしまう。又、畿内説では着岸した難波から「陸行一か月」すると畿内を突き抜けて関東に達する。ここから、「陸行一か月」は「陸行一日」の誤りとするが、この「水行十日、陸行一日」の道程は短く、『魏志倭人伝』が会稽東治の東に及ぶと記す長大な道程と矛盾する。
並列式の是非	並列式(0r 読み)は成り立たないとする。投馬国が「水行二十日」、邪馬台国が「水行十日」となり、投馬国が邪馬台国より南に所在することになる。しかし、投馬国は戸数、道里が記載されるところから女王国以北の国であり、矛盾するとする(平野邦夫)。従うべきと考える。
虚数の是非	水行、陸行の日数とも交通手段別の各部分道程の合計であり、「水行十日に、陸行一か月の日数」は、実際にかかった「所要日数」のことを意味しているのではなく、大ざっぱながらも、整然とした「十日」、「一か月」で表記した(謝銘仁)。結果的には、and 式の捉え方になる。ただ、一日にどれぐらいの距離を進んだのか、『魏志倭人伝』からは知るすべがなく邪馬台国的位置は不定となる。
	魏遣使は伊都国に留め置かれたため、倭からの伝聞を日数による道程としたとする説が、邪馬台国北部九州説、畿内説両方にある(山尾幸久ほか)。ただ、「親魏倭王」の詔書と印授を持った正式の魏遣使が邪馬台国を訪問しないで、女王に謁見しなかったとは考え難いとされる。
	倭が国土を広大にみせ、攪乱する目的で長大な伝聞情報を流したとする説がある(初期の白鳥庫吉)。ただ、「親魏倭王」の詔書と印授を持った正式の魏遣使は実際に邪馬台国を訪問しており、倭は、あえて虚偽の情報を流す必要はないといわれる。倭は魏が既に実測の道里、地図を把握していたことを認識していたはずである。

(1) 邪馬台国時代の支配、被支配関係と日数記事の取り扱い

最新の考古学は、三世紀に北部九州勢力と大和の纏向勢力があったとします。ここで両勢力が、単に併存した場合と支配・被支配関係にあった場合を考えられます。両勢力の関係性と日数記事の取り扱いに関して考察します。先ず、両勢力が併存関係にあった場合、伊都国に「大率」が設置されていたことから、邪馬台国は北部九州にあったことになり、日数記事の解釈は、橋本増吉の大和王権との混同とする「重ね写真」説、及び、東遷の地、大和との混同とする大和岩雄の東遷に基づく「重ね写真」説となります。又、里数、日数一体自明とみる説では、榎一雄の放射式説が代表的です。次に畿内勢力が北部九州勢力を支配していたとする畿内説の場合、日数記事の取り扱いは、里数、日数一体自明とみて内藤湖南の方式となり、方角を南から東に変え、「水行一か月、陸行一か月」の日数記事は、大和への道程とします。この場合に統治機関は、主に伊都国に設置した「大率」です。

通説は、上記の通りですが、「新類型」の自説は、北部九州の邪馬台国が統治機関「大倭」を通じて、畿内勢力や初期大和王権を支配していたとするものです。この支配・被支配関係

は、理論上、考え得る類型の一つで「新類型」です。この場合、日数記事の解釈は次のようになります。『魏略』で記された邪馬台国の出自、呉と越に対して、陳寿は越に絞る際、「水行一か月、陸行一か月」の道程を用いて、邪馬台国を呉の背後、「会稽東治の東」の位置に移動させました。この日数記事は、西晋遣使が伝聞した帶方郡から大和、纏向の「大倭」への道程の転用と考えます。

最後に、北部九州説(畿内を含まない)に立ち、「水行陸行」の日数記事は後代の改竄とみる説があります。『梁書』経由『魏志倭人伝』への竄入説や『後漢書』「会稽東治の東」表記との整合のための『魏志倭人伝』への竄入説などです。445年の『後漢書』倭伝や629年の『梁書』倭伝の編纂された時代は、既に大和王権が確立されていました。『梁書』倭伝や『後漢書』倭伝などが編纂された際に、この歴史を背景にして、編纂者や関係者が何らかの意図を持って『魏志倭人伝』へ日数記事を竄入し、邪馬台国への道程が改変され、それが後代に引き継がれた可能性があるとします。

「重ね写真」説や後代の改竄説は、どちらも邪馬台国の位置論の核となる日数記事解釈の論点を有します。ただ、歴史学の原則として、「史料の編纂者が直接関与した可能性」をより重視することから、後代の編纂者の意図的な改竄という飛躍した説よりも、陳寿が関わったとする「重ね写真」説の方が史料の生成過程として、より自然であるとする見解があります。従うべきと考えます。本稿では、先ずは「重ね写真」説を考察し、「新類型」の自説との対立点を明確にしたいと考えます。

(2) 日数記事解釈の進め方と諸説の批判

明治に白鳥庫吉と内藤湖南によって本格的に始まった邪馬台国論争は、今日の北部九州説と畿内説の論争の原型でした。一方で、この論争は里数日数一体自明説と日数不使用、里数分離説の論争の原型でもあったと考えます。内藤は自明であるとして日数記事を里数記事と同質のものと見做し、里数記事、日数記事一体で扱いました。一方、白鳥は日数記事を邪馬台国の所在地比定に使用しませんでした。白鳥は日数記事が、なぜ『魏志倭人伝』に記されたのか解釈すべき対象としました。邪馬台国は伊都国、奴国を北に、狗奴国を南に、倭種の国を東の海上に置く位置にあり、筑前地方の南方にあったとしました。ただし、白鳥は日数記事の解釈を後世の課題としています。

この課題解決の要点は以下と考えます。

- 第一 なぜ、日数による道程が記されたのか、その理由を明らかにすること。
- 第二 日数による道程の情報源、出処が何か明らかにすること。
- 第三 必要に応じて情報源、出処を形作る、又は、係りを持つ史実を実証すること。

橋本増吉の「重ね写真」説

先ず、橋本増吉の「重ね写真」説を考えます。橋本が考察した明治とは異なり、戦後、文献史学や考古学の目覚ましい進展がありました。現代の研究成果に立った上で、この論の鍵となる、初期大和王権の情報が魏や西晋の遣使によって、魏や西晋に伝わったか否か確かめます。先ず、266年の台与による西晋への遣使は、初期大和王権によるものでなく、北部九

州の邪馬台国によるものです。次に、『晋書』は東夷諸国の朝貢を 276 年～291 年に記します。この中に倭国の朝貢があった可能性があります。この朝貢の主体を探るため、初期大和王権の勢力範囲、版図を考えます。

記紀は、崇神期に建波邇安王反逆の征討を特記しています。この事件は、北大和、南山城、南河内を舞台にした争乱で、崇神は四道將軍の一人、大毘古命と丸邇氏の遠祖、日子國夫玖命に命じ、反逆者を討ち取らせました。記紀によれば、崇神期に概ね畿内が平定されたことがわかります。しかし、崇神期には未だ初期大和王権は、北部九州に力を及ぼすことができませんでした。次に、先学は崇神期後代の応神期の史実として、「七支刀」銘文、「広開土王碑」文、及び、「百濟記」と記紀を擦り合わせることにより、「七支刀銘」にある倭王旨を応神に比定し、応神が、360 年代に初めて北部九州を支配下に置き、半島に進出したことを導きました。初期大和王権は、陳寿が『魏志倭人伝』を編纂した太康年間(280～289 年)に未だ北部九州を平定していません。このため、初期大和王権は、『魏志倭人伝』航路を使い西晋へ遣使をすることができません。以上、太康年間期の朝貢の主体は初期大和王権でなく、邪馬台国本国、又は、狗奴国などの九州勢力と考えられます。

さて、太康年間の倭国朝貢にあたって、倭の遣使が伝えた情報は、邪馬台国連合に属する国に関するものに限定されていたと考えます。同様に、西晋の史官である陳寿は、邪馬台国連合国内に関する情報のみ『魏志倭人伝』に記したと考えます。例外が狗奴国であり、陳寿が狗奴国の様相を『魏志倭人伝』に記した理由は、邪馬台国と厳しく対立していたからです。247 年に卑弥呼は魏へ軍事救援を要請し、これに応え魏は邪馬台国へ張政を派遣しました。この過程で狗奴国の詳細な情報が伝わり、『魏志倭人伝』の記事に反映されました。

以上、北部九州説(畿内を含まない)に立つ場合、邪馬台国連合でない初期大和王権の情報が、太康年間期に西晋に伝わった可能性は低く、太康年間期に編纂された『魏志倭人伝』に初期大和王権の都である大和、纏向への道程が記されることはなかったと考えます。従って、北部九州説(畿内を含まない)に立つ、橋本増吉の「重ね写真」説は成立しません。

大和岩雄の東遷に基づく「重ね写真」説

次に、大和岩雄の東遷に基づく「重ね写真」説に関しては、遷都が文献史料で論じられていないこと、又、崇神の代が紀年論の問題から憶見に留まっていることが問題とされました。そもそも、平時の東遷説は動機からみて成立しないと考えられます。元々、平時において交易や人口圧のために、更には領土拡大のために人が移動・移住することは多くみられることがあります。この場合、先進地の邪馬台国本国から、その一派、一支族が東方、南方へ移動したことになりますが、邪馬台国の東漸・東進、南漸・南進とみた方が良いと考えます。平時での、邪馬台国本国の東遷の可能性は低いと考えます。

ところで、纏向遺跡出土土器は、色々な地域の搬入土器が出土し、九州系の搬入土器がない(少ない?)とされます。この出土土器の地域別分布から言えることは、単に北部九州の邪馬台国が、纏向に東征や東遷した事実がなかったことを示すだけであると考えます。武力支配や遷都に伴う入植があったとしたら、日常生活に関連した北部九州系の土器が多量に出

土するはずです。加えて、『魏志倭人伝』が、なぜ遷都という重大事を記していないのか不自然です。北部九州の邪馬台国から纏向への東遷・東征説は成立しないと考えます。従って、大和岩雄の東遷に基づく「重ね写真」説は成立しません。

まとめ

以上、橋本増吉の「重ね写真」説や大和岩雄の東遷に基づく「重ね写真」説では、「水行一か月、陸行一か月」の日数記事を上手く解釈できず、これらの説は成立しません。これに対して、「新類型」の自説は白鳥が後世の課題とした位置論の問題を新たに解明しました。ここで、白鳥の課題は、邪馬台国の道程にかかる「水行一か月、陸行一か月」の日数記事が、なぜ『魏志倭人伝』に記されたのか解釈することでした。先に記した日数記事解釈の進め方に沿って、「新類型」の自説による解明の過程を示します。

日数記事解釈の要点は、①何のために日数記事が記され、②情報源はどこか、加えて、③この情報源にかかわりを持つ史実を明らかにすることです。これに対する回答は、要点①に対して、陳寿は邪馬台国の出自を南方、越の国とみなし、『魏志倭人伝』に「其の道里を計るに當に会稽の東治の東に在るべし」と記しました。その上で、陳寿は、会稽東治の東にあるべきとする邪馬台国的位置を南、「水行一か月、陸行一か月」によって示しました。西晋の史官、陳寿は、敢えて魏や西晋の友好国である邪馬台国の出自を南方、越の国とするため、その位置を敵国、呉の背後にあたる、遙か南方の会稽東治の東に移動させたとする説に従いたいと思います。

次に、要点②に対して、陳寿が用いた「水行一か月、陸行一か月」の日数記事に関しては、何らかの情報源があったと考えるべきで、単に区切りの良い数値を使ったとも思えません。先にみたように、「新類型」の自説は、北部九州の邪馬台国が統治機関「大倭」を通じて、畿内勢力や初期大和王権を支配していたとするものです。この日数記事の情報は、邪馬台国連合の東の国境にあたる大和、纏向の「大倭」に関する伝聞情報です。帶方郡より「水行一か月、陸行一か月」の道程にあり、七万余の多大な戸数です。ちなみに、考古学の所見は三世紀中葉から後半にかけて、大和、纏向が大きく成長したことを示すとします。この考古学の所見と七万余の多大な戸数は整合すると考えます。この伝聞情報は、魏朝期、もしくは西晋の太康年間期に倭国遣使がもたらしたものです。陳寿は会稽東治の東にあるべきとした邪馬台国道程に、これらの大和、纏向の「大倭」に関する日数と戸数の伝聞情報を転用したと考えます。

最後に、要点③に対して、この情報源に係りを持つ史実に関しては、全国邪馬台国連絡協議会のホームページ「私の邪馬台国論・古代史論」投稿文『邪馬台国の興亡と大和王権』(2023年7月)が、これにあたります。「新類型」の自説から、日数記事は大和、纏向の「大倭」に至る倭国遣使から得た伝聞の道程であり、陳寿が故意に邪馬台国道程に転用したと考えました。陳寿は、意図的に『魏志倭人伝』の世界で邪馬台国の在り様である「出自」(南方、越の国)にかかる道程「水行一か月、陸行一か月」の日数記事と北部九州の邪馬台国への「物理的」道里「万二千余里」の里数記事を両立したと考えました。このことが、今日

の「邪馬台国の謎」の大きな原因だと思います。

「新類型」の自説と「重ね写真」説の対比

What 何を改変	「新類型」の自説	「重ね写真」説	
		橋本増吉説	大和岩雄説
Where どこを	投馬国経由邪馬台国への「水行一か月陸行一か月」の道程		
When いつ	280-289 年『魏志倭人伝』編纂時		
Who だれが	陳寿		
Why 何のため	北部九州の邪馬台国を「会稽東治の東」の地に移動	大和王権との混同	大和纏向の地に遷都した邪馬台国書き分け
Data 情報源 何に基づいて	太康年間、西晋遣使の大和纏向「大倭」への伝聞の道程	魚豢か陳寿が伝聞したとするのみで詳細不明	266 年西晋遣使の大和纏向への伝聞の道程
情報源に係る史実の実証	『邪馬台国の興亡と大和王権』	不明	不明

最後に、邪馬台国的位置に触れます。遠賀川を南に水行し、立岩遺跡のある飯塚から陸行して、三郡山地の八木山峠の麓の筑前山手に至ります。ここが卑弥呼の都で、邪馬台国の中核にあたります。筑前山手の地域環境をまとめれば、①交通の要地であり、天然の良港、日々良込田遺跡を外港とする地であること(筑前山手と一体の遺跡)、②高台であり鬼道を為す卑弥呼にとって適地であることです。なお、③薄葬のため墳墓の遺跡は発見され難いと考えます。詳細は、全国邪馬台国連絡協議会のホームページ「私の邪馬台国論・古代史論」投稿文『邪馬台国=筑前山手と饒速日命東遷説』(2025年1月)を参照ください。

第二章 伝統的な学説と狗奴国に対抗する東方策

はじめに

平野邦雄は明治期の白鳥庫吉、橋本増吉が、邪馬台国九州説をとった一つの大きな理由が、三世紀に、朝鮮半島における韓族が、小国分立の状態にあったとき、倭のみが、畿内ヤマトによる統合を遂げたではなく、畿内の勢力は九州におよばず、九州でも北部の女王国と、南部の狗奴国を中心とする二大政治圏に分かれていたことにあったとする。その上で、平野はこれらの学説は古典的なものであるが、現在でも古代史学の中核にあると言います。

今日、考古学の進展によって、日本列島での活発な地域間交通、地域間結合が土器の動態などを通して実証され、明治とは異なる状況にあると思います。邪馬台国論の現況に関して、考古学界は三世紀に広域な地域間交通、地域間結合があったとし、畿内説派が多数を占めます。以上のことからみて、今日、冒頭の説は古代史学の中核にある学説でないよう思います。このことを確かめるために、考古学で用いる社会の生活様式を通して、三世紀の倭の社会を考え、倭の地が韓の地に比べて早くまとまったことを確かめます。

1. 三世紀の倭の社会を考える

(1) 「博多湾貿易」の変遷

考古学の進展によって、古代の日本列島での活発な地域間交通、地域間結合が土器の動態

などを通して実証されています。三、四世紀の交易の実態は、「博多湾貿易」の変遷によって明らかにされました。久住猛雄は、博多湾周辺の集落と土器の動態から、倭と半島の交易網の変遷を以下のように論じました。

注記 本文では、北部九州、近畿の土器編年は、柳田康雄「邪馬台国新聞」2019年所収「方形板石硯と弥生時代の年代」中の編年表によった。

①三世紀前半、これまでの「原の辻＝三雲貿易」が衰退し、「博多湾貿易」が興った。前期「博多湾貿易」は、伊都国内の今宿・今山、奴国内の博多の博多湾東西二地区を交易拠点とした。この前期「博多湾貿易」を通じて、半島、列島西部各地の広域に渡る、活発な交易が行われた。

②三世紀末葉、奴国内の西新町に交易拠点を集約した、後期「博多湾貿易」が成立し四世紀後半まで続いた。後期「博多湾貿易」は、四世紀中葉に全盛期を向かえ、西新町への土器の搬入地域は、列島全域に拡大した。

③「博多湾貿易」は、四世紀後半、大和王権による金官加羅との直接外交、直接交易の「金海貿易」開始により、交易機構が解体し衰退した。この結果、西日本の交易拠点・政治拠点の多くが解体、衰退した。一支国の原の辻、出雲の吉志本郷、吉備の津寺、中河内の中田、および大和の纏向などである。

以上、三、四世紀に日本列島での活発な地域間交通、地域間結合があり、邪馬台国は広域に渡っていた可能性があります。次に三世紀の倭の社会を通してこのことを考えます。

(2) 三世紀の倭の社会を考える

日本社会を形作る特性は、稻作共同体と列島の地政学にあったとされます。稻作共同体は、自然的境界で他の共同体と区分されます。稻作は、共同作業が不可欠であり、リーダーたる首長を必要とするため、必然的に首長制社会を発生させます。共同体の共同利益を守るために執行機能、機関が生まれ、やがて剩余生産物の集積、運用により首長に権限が集中し、次いで、世襲化され政治的階級関係が成立するとされます。鬼頭清明は、邪馬台国連合を構成する諸国の王が、共同体の集落群から期待されていた役割は、以下であるとします。すなわち、①農業生産力の増大②市の交易管理③外交④軍事指揮⑤祭祀⑥法の維持、訴訟調停です。①農業生産力の増大のためには、水利の開発・維持が必要であり、鉄製農具、及び、鉄等の材料の確保が不可欠であるとし、鉄の確保には交易が必要であり、②市の交易管理が係わりを持ち①から④の役割は、広義の外交、交通に集約されるとします。武器・生産用具・威信財などの必需品は全てを自国内で生産できないため、不足分に関して国々は、外交によって補ったとします。外交は日本列島内部に留まらず、諸国の王が卑弥呼の王権に期待することは、一義的には半島、大陸との外交、交通による、これら文物の確保であったとします。

邪馬台国時代、生産用具は、特に農業や土木技術を支える鉄器が重要であったと考えます。又、畿内などの一部の地域では威信財の鏡が希求されたと思われます。地政学的に観ると日本列島は大陸の縁辺にあり、先進文化の流入口が基本的に半島経由に限定されていました。このため、先進文化中心地への求心力が生まれ、結果として稻作、鉄器、土器などの技術が同時性、等質性をもつて地域へ伝播したとされます。このような列島の地政学と稻作共同体

の特性から、倭の地は韓の地に比べて首長制社会への傾斜が急激であったため早くまとまり、邪馬台国により列島の広域が束ねられたと考えます。

ところで、『魏志倭人伝』は邪馬台国に係わって、邪馬台国の戸数 15 万、遠絶とされる「その余の旁国二十一か国」、周旋 5000 余里などを記します。この戸数 15 万は、韓地 15 万戸・方 4000 里との対比から、邪馬台国が広い国土を持っていたことを示すものと考えられます。同様に他の二つも邪馬台国の広がりに係る記事と思われます。このことから『魏志倭人伝』は、これらの記事を通して、東西に広がりのある倭の三世紀社会の実像を写したと考えられます。

参考・参照文献

久住猛雄『博多湾貿易の成立と解体・再論』第 20 回加耶史国際学術会議論文 2014 年

鬼頭清明『古代を考える 邪馬台国』吉川弘文館 1998 年所収「東アジア世界の変貌とヤマト王権」

2. 「新類型」の自説の考える広域支配

「新類型」の自説は、北部九州の邪馬台国が統治機関「大倭」を通じて、畿内勢力や初期大和王権を支配していたとするものです。「大倭」は、邪馬台国が国々に派遣した大官で、重要物資の鉄、銅鏡等を対象に管理交易を行ったとされます。これら重要物資のサプライチェーンの掌握には、大陸、半島に近接した北部九州に地の利がありました。北部九州の邪馬台国は「大倭」を通じて広域支配が可能であり、畿内の国々にも力を及ぼすことができたと考えます。地の利のない畿内は、重要物資のサプライチェーンによって北部九州に力を及ぼすことはできません。

ところで、『魏志倭人伝』は、邪馬台国が狗奴国と敵対関係にあり、三世紀中頃に衝突が発生し魏へ救援を要請したことを記します。魏が他国の紛争に介入することは、狗奴国の勢力が強大であったことの証との指摘もあります。『魏志倭人伝』は、狗奴国が邪馬台国の南に位置すると記します。邪馬台国畿内説では、多くの場合、方角を南から東に読み替えて、狗奴国は東日本一帯を支配した巨大な国と考えます。しかし、これでは日本統一に近い状態が二世紀末から三世紀初頭にあったことになります。

一方、邪馬台国北部九州説では、北部九州の邪馬台国が南にある狗奴国と対峙している中で、九州島以東の勢力を統治できるか、すなわち、「大倭」による統治領域には限界があるのではないかという見方があります。しかし、北部九州の邪馬台国が南にある狗奴国と対峙し、併行し南四国の伊予、土佐や吉備、河内などの東方勢力と連合することは可能であり、動機もあると考えます。狗奴国に圧力をかけるため、邪馬台国は南四国や吉備、河内などの勢力と連合体制を組んだと考えます。

先ず、北部九州の邪馬台国連合の国々の中で、狗奴国と海域を挟んで位置する伊予、土佐は重要な地域勢力です。この両地域は、弥生時代後期に北部九州と広形銅矛・銅戈祭祀圏を形成しました。この北側と東側から狗奴国を挟撃する軍事同盟は、狗奴国を孤立させ、その戦力を分散させることができ大きな効果があったと考えます。特に、伊予は吉備、讃岐に隣接し、更に播磨、河内に繋がる地域であり、東方から狗奴国に圧力をかける西日本一帯の広

域な連合体制の構築に大きな役割を果たしたと考えます。

ところで、邪馬台国の初期には、「卑弥呼の鬼道」が及ぶ範囲は狭かったと考えます。その後、狗奴国に対抗する東方策が展開されるにつれ、祭祀の統合化が進んだと考えます。寺沢薰は、纏向の前方後円墳祭祀の要素が筑紫、吉備、播磨、讃岐などの地域から取り入れられたとします。このことは、北部九州の邪馬台国が東方の地域勢力と連合した際に、その祭祀の要素を取り込み統合化され、最終的に前方後円墳の祭祀に繋がったことを示すと考えます。

三世紀後半に、邪馬台国連合の体制は、首都を北部九州に置く一極体制から大和の纏向を分都とした二極体制に移行したと考えます。すなわち、北部九州の邪馬台国が、大和の纏向を分都として連合を運営する体制への移行です。その後、纏向の初期大和王権は力を蓄え、四世紀後半に応神が創始した「倭の五王」の大和王権に発展したと考えます。ここで、邪馬台国を後継した「倭の五王」の大和王権は、六世紀の国造制、部民制のような統治組織なしに、なぜ列島主要部を束ねられたのかを考えます。

四世紀後半は高句麗、百濟、新羅の台頭もあり、大陸、半島産の文物を得るために、半島での権益を保全する必要がありました。そのために、応神が創始した「倭の五王」の王権は半島に軍事進出し、その上で、宋との冊封外交により半島の軍事管区を得ました。要するに、この時代は軍事が不可欠であり、何にも増して軍事王権が求められました。記紀が描く雄略の人物像は、この軍事王権の投影であり力強さに満ちています。

北部九州の勢力に人・金・物の軍事リソースを集める求心力は最早なく、大和王権が冊封外交の府官制を利用して、権益を求める半島進出に意欲的な中・四国地域や東国地域などの地域勢力を束ねました。大和王権は列島主要部の中央という地政学的位置に加えて、この段階では大規模な前方後円墳の建造に観られるように王権自体も経済、財政が豊かでした。更に、大王家が丸邇氏を介して邪馬台国の血筋をひく貴種性を有していたため、求心力が生み出されたことも大きいと思われます。この血筋の問題に関しては、第三章の中で論証します。

支配・被支配関係の必然性

ここで、邪馬台国と初期大和王権が、支配・被支配関係を構築した双方の動機について考えます。先ず、邪馬台国の動機は、慢性的な食糧不足の解消です。世界的冷涼気候期にあって、可耕地が狭い北部九州は慢性的な食糧不足にあり、このことが倭国乱の背景にありました。この国難の中、邪馬台国が進めた改革は、第一に、倭国乱再発の抑止力としての魏との冊封関係の構築であり、第二に、「博多湾貿易」機構の創始でした。とりわけ、木津川～淀川系地域の国々や大和纏向への「大倭」設置は重要であったと考えます。この「大倭」による管理交易を通じて、鉄、鏡等の重要物資が稻束、糸等の穀物貨幣に交換され、その結果、慢性的な食糧不足が解消されたと考えます。

一方、崇神の初期大和王権は、農業、土木等の生産技術に不可欠な鉄、及び、首長継承

祭祀等の精神文化に係わる神獸鏡を安定的に得るために、邪馬台国の同盟に加わったと考えます。加えて、北部九州、邪馬台国の先進技術を用いた、纏向の大規模開発への期待もあったと考えます。以上、北部九州の邪馬台国が畿内勢力や初期大和王権を支配していたとする、新類型は必然性があります。第一に新類型は理論上、考え得る支配・被支配の類型の一つであり、邪馬台国、初期大和王権双方にとって必須で必然的なものです。第二に倭国乱から続く必然的な歴史の流れです。北部九州の邪馬台国は、可耕地が広く比較的食糧に恵まれた畿内を取り込み、食糧不足を解消する必要がありました。

まとめ

列島の地政学と稻作共同体の特性から、倭の地は韓の地に比べて首長制社会への傾斜が急激であったため早くまとまり、邪馬台国により列島の広域が束ねられたと考えました。

『魏志倭人伝』は東西に広がりのある倭の三世紀社会を明白に記しています。この結果、平野が述べた現在でも古代史学の中核にあるとされる伝統的な学説は、成立しないことが確かめられました。すなわち、邪馬台国北部九州説(畿内を含まない)は斥けられます。伝統的な学説が否定されたことから、畿内説が浮上します。しかし、畿内の邪馬台国が、三世紀に遠隔地の北部九州諸国を支配し、広域に渡る統治をするためには、六世紀の国造制、部民制のような統治組織が必要と考えます。

これに対して、「新類型」の自説は、北部九州の邪馬台国が統治機関「大倭」を通じて、畿内勢力や初期大和王権を支配していたとするものです。北部九州の邪馬台国は、鉄、銅鏡などの重要物資のサプライチェーンを統治する機関「大倭」を通じて、広域支配が可能であったと考えます。大陸、半島から遠く離れ、地の利のない畿内は、このサプライチェーンの統制によって北部九州に力を及ぼすことはできません。さて、北部九州の邪馬台国は、統治機関「大倭」を通じた重要物資のサプライチェーンの統制を背景にして、南四国や吉備、河内などの勢力と連合体制を組み、狗奴国に対抗する東方策を展開し、最終的に邪馬台国連合に大和纏向の初期大和王権を組み込んだと考えます。

第三章 「中平刀」の大和への伝来

はじめに

東大寺山古墳出土「中平刀」銘文

中平□□五月丙午 造作文刀 百練清剛 上応星宿□□□□

中平□年五月丙午の日に、この銘文を入れた刀を造った。よく鍛えた鋼の刀であるから、天上では神の御意にかない、下界ではわざわいを避けることができる。

北大和の地域に東大寺山古墳群があり、古墳時代前期に墳丘長 140m の東大寺山古墳が造営されました。この古墳から中平の紀年銘を持つ金象嵌銘文の鉄刀が出土しました。2017年に国宝となった「中平刀」に関する事実は、後漢の年号である中平(184 年～189 年)が記されていること、及び、丸邇氏が築造したとされる東大寺山古墳から出土したことです。「中平刀」に関しては、多くの史学者、考古学者が論じてきました。川口勝康は、「中平」年号は後漢以外ではなく、隸書体の四字句銘文をとどめる大刀は、後漢末期の「中平」年間の製

作と確定できるとしました。又、吉田晶は、各論説を総括して下賜主体が後漢王朝であったか公孫度であったかに問題は残るが、倭国乱終結後の卑弥呼の使節が楽浪郡を通じて後漢王朝と接触しようとした際に入手したものであるとしました。

漢籍に下賜の記録がないことが指摘されますが、私見は後漢末の戦乱で外交記録などの資料が散逸した可能性も高く、「中平刀」が市場流通品でない限り、卑弥呼が外交により手にいれたと考えます。これらのことからみて、「中平刀」は卑弥呼、又は、台与が丸邇氏に下賜したもので、宝器として長く氏族内に伝世され、最終的に東大寺山古墳に副葬された蓋然性が高いと考えます。約 150 年間に渡って伝世された後、埋納されたことからみて、この刀は、この地の豪族丸邇氏にとっていかに貴重なものであったかが判ります。丸邇氏の本拠地は大和国添上郡和爾(天理市和爾町)であり、北大和に勢力を張ったとされます。この地は東国、北陸、丹波、吉備の四道に通じる交通の要地でした。一族には、春日、大宅、柿本等があり、天武朝の「八色の姓」朝臣賜姓では、大三輪君に次ぐ第二番目の序列で大春日氏が賜予されました。丸邇氏の貴種性は、その出自が邪馬台国であることによると考えます。

参照・参考文献

金関恕『東大寺山古墳と謎の鉄刀』雄山閣 2010 年所収「東大寺山古墳と中平銘文鉄刀」

吉田晶『卑弥呼の時代』新日本出版社 1995 年

東大寺山古墳の編年 白石太一郎 四世紀第 3 四半期 石野博信 400 年前後の古墳時代前期中葉

1. 富雄丸山古墳の造出し埋葬施設の出土鏡

上記では、「中平刀」が約 150 年間に渡って伝世された後、埋納されたとみましたが、伝世期間が長いとする見方があります。これに関して、最近、大和の富雄丸山古墳の造出し埋葬施設から出土した銅鏡が参考になると考えます。発掘の概要は、次の通りです。造出し埋葬施設に納められていた木棺は、木棺内が三分割されていた。中央の主室に被葬者の遺体が納められていたと推定され、堅櫛が 9 点副葬されていたほか、水銀朱が散布されていた。北西の副室 1 では副葬品は未確認である。南東の副室 2 は長さ 1.3m で、その南東端に立てられた小口板のすぐ横で銅鏡 3 面が出土した。いずれも鏡面を上に向け、重ねた状態で副葬されていた。上から 1・2・3 号鏡と呼称する。当埋葬施設は未盗掘であり、出土した副葬品はいずれも埋葬時の状態を保っていると考えられる。以上が今回、発掘の概要です。

出土鏡の概要 奈良市埋蔵文化財調査センター 2025 年 7 月 30 日

	鏡種	歴年代		直径	
1 号鏡	三角縁神獸鏡	三世紀中頃	魏	21cm	陳氏作、桜井茶臼山・佐味田宝塚に同じ
2 号鏡	虺龍文鏡	前世紀末～一世紀初頭	前漢	19cm	国内 40 面のうち最大の直径
3 号鏡	画像鏡	二世紀末～三世紀前半	後漢	19.6cm	

その上で、奈良市埋蔵文化財調査センターは、今回の発掘の意義を次のようにあげます。様々な時代に製作された銅鏡が選択的に集積されている。富雄丸山古墳が築造されたのは四世紀後半であり、いずれの銅鏡も製作から副葬に至るまで長期間の流通・保有を経ている。

製作年代が最も古い2号鏡は、製作から副葬までの期間が最大で400年に及び、中国で製作された後、どのような経緯で列島に流入し、富雄丸山古墳の被葬者が入手するに至ったか、その流通経路が注目される。棺外の被覆粘土中に副葬されていた、四世紀後半に倭で製作された鼈龍文盾形銅鏡と合わせると、当埋納施設には様々な時代に製作された銅鏡が重複することなく集積されていることになり、古墳出土鏡の製作・流通・保有の実態を論じる上で重要な資料となる。以上が今回の発掘の意義です。

これらを踏まえて、威信財の伝世の問題を考えます。製作年代が最も古い2号鏡の虺龍文鏡は、製作から副葬までの期間が最大で400年に及ぶとされます。これまで、長期間の伝世は疑念を持たれていました。後漢の年号を刻む「中平刀」も製作から副葬までの期間が約150年になりますが、今回の富雄丸山古墳の例からみて不自然でないことが示されたと考えます。「中平刀」が出土した東大寺山古墳は、丸邇氏が築造したとされます。丸邇氏は、古い由緒を有する氏族であったがために、重要な刀剣が長く伝世された可能性があると考えます。次に「中平刀」に係わる丸邇氏を考えます。

2. 丸邇氏とは

(1) 丸邇氏の研究史

丸邇氏族は、息長氏と共に皇妃を多数輩出した皇親氏族で、大王家と極めて近い氏族とされます。『古事記』、『日本書紀』は、応神、反正、雄略、仁賢、繼体、欽明、敏達に后妃を入れたことを記します。この背景には丸邇氏が、北部九州の邪馬台国出自であり、この貴種性にあると考えます。仁徳は、宇遲能和紀郎子の妹、八田若郎女を妃として、丸邇氏との繋がりを重視しました。ちなみに、応神の太子、宇遲能和紀郎子は、丸邇氏の宮主矢河枝比売との間に生まれた御子で、『日本書紀』は、非常な秀才で漢文が良くできたと記します。又、遣隋使、小野妹子は丸邇氏族であり、この氏族は、代々、遣隋使、遣唐使に係わりました。

ところで、この時代の公式外交は、倭国王の地位継承権、血筋が関係すると思います。ちなみに、107年に伊都国の王と思われる帥升が、漢から倭国王に認承されています。その後、地位継承権、血筋は、北部九州、邪馬台国の卑弥呼へ継承され、更に五世紀「倭の五王」讚である仁徳に転移したと考えられます。この外交権の継承、転移の過程に「中平刀」の大和の地への伝来過程が、大きく関係すると考えます。

系図学者の宝賀寿男は、岸敏男の「ワニ氏に関する基礎的考察」、及び、その後の和田萃、大橋信弥等の論考を踏まえて丸邇氏を総合的に考察しています。この論考に従えば、地名の考証から丸邇氏の本拠地は、初め大和国添上郡の和爾(天理市和爾町)にあり、その後、北方の春日の地に移り、欽明朝頃に春日氏と改めたとします。丸邇氏の本拠地の和爾町に築造された東大寺山古墳群は、その奥津城と推定されるとします。

(2) 丸邇氏の崇神朝での活躍

第一に、『古事記』、『日本書紀』は、応神期、丸邇臣の祖である建振熊命が、反逆者の応神の異母兄、香坂王、忍熊王を征討したことを記します。塚口義信の研究によれば、こ

の乱は史実とされ、応神が崇神王統から実権を奪い、新王統を立てたとします。応神の太子、宇遲能和紀郎子は丸邇氏の子女との間に生まれた御子であり、仁徳は宇遲能和紀郎子の妹を妃とし、反正は丸邇氏の子女を后とし、王権は代々、丸邇氏との繋がりを重視しました。これらのことから、丸邇氏族の系譜は四世紀後半の応神期に、その存在が確認できます。

第二に、『古事記』、『日本書紀』は、崇神期、丸邇氏の遠祖である日子国夫玖命が、崇神の命で反逆者の建波邇安王を四道將軍の一人、大毘古命とともに征討したことを記します。この事件は、北大和、南山城、南河内を舞台にした争乱で、この建波邇安王の反逆・征討には史実の核があると考えます。丸邇氏族の系譜は、三世紀中葉、又は、四世紀初葉の崇神期に、その存在が確認できます。丸邇氏族の特性は外交に通じ、漢文に精通したところにあり、他の氏族以上に代々、書き継がれた墓記(家記)は信憑性があると考えます。

ちなみに、持統紀5年条は、十八氏の祖の墓記上進を記します。この十八氏は、天武朝の684年に「八色の姓」を賜姓された朝臣賜姓52氏の内7氏族15氏、及び、宿禰賜姓50氏の内3氏から成ります。すなわち、朝臣賜姓7氏族は、大三輪君、大春日君、次いで大毘古命を祖とする阿倍氏、膳氏の二氏、及び、建内宿祢氏族の巨勢氏、波多氏、雀部氏、石川氏、平群氏、紀氏の六氏、物部氏族の物部(石上)氏、采女氏、穗積氏の三氏、中臣(藤原)氏であり、畿外出自の上毛野氏です。又、宿禰賜姓3氏は、大伴氏、佐伯氏、阿曇氏です。

ここで、丸邇氏の遠祖、日子国夫玖命は、実在が確認されている建振熊命から三世代前か、二世代前か系図論争があります。前者なら360年代に活躍したとされる建振熊命から約90年前となり、崇神期の実在が推定できます。この場合、C14測定による布留0年代は240~260年ケースとなります。布留0年代が290~340年ケースでは、二世代前の説となり崇神期に実在することになります。

参考・参照文献

宝賀寿男『古代氏族の研究①和珥氏』青垣出版 2012年

塚口義信『ヤマト王権の謎をとく』学生社 1993年

まとめ

さて、「新類型」の自説は、卑弥呼又は台与が古墳時代開始期の崇神期に管理交易の大官「大倭」を大和の纏向に置き、「大倭」を通じて畿内勢力や初期大和王権を支配したと考えます。「大倭」は、邪馬台国が国々に派遣した大官で、重要物資の鉄、銅鏡等を対象に管理交易を行ったとされます。これら重要物資のサプライチェーンの掌握には、大陸、半島に近接した北部九州に地の利がありました。以上を踏まえて、「新類型」の自説からみた「中平刀」の伝来過程は次のようになります。

- ① 「中平刀」は卑弥呼が外交により手にいれたと考えられ、東大寺山古墳群を奥津城とする丸邇氏が伝世した。
- ② 邪馬台国は北部九州にあり、卑弥呼又は台与は、古墳時代開始期の崇神期に管理交易の

官「大倭」を大和の纏向に置いた。(論拠)次の考古学所見による。纏向遺跡(1)、「博多湾貿易」(2)、鉄の生産・流通(3)。

③ 「中平刀」の大和伝来は、崇神期の「大倭」設置時とする考えが自然である。卑弥呼又は台与は、崇神期に活躍した丸邇氏遠祖の日子国夫玖命を「大倭」に任命し、「節刀」として「中平刀」を下賜した上で纏向に派遣した蓋然性が高い。『古事記』、『日本書紀』が記す、崇神期の建波邇安王の反逆・征討事件は、史実と考えられ纏向への「大倭」設置に伴い発生したと考える。以上が「新類型」の自説からみた「中平刀」の伝来過程です。丸邇氏の貴種性は、その出自が邪馬台国であることによると考えます。

なお、詳細は、全国邪馬台国連絡協議会のホームページ「私の邪馬台国論・古代史論」投稿文『邪馬台国の興亡と大和王権』(2023年7月)を参照ください。最後に、上記でみたように、金石文「中平刀」銘を媒介して、『魏志倭人伝』と『古事記』、『日本書紀』が接点を持つことを示し、その上で、北部九州の邪馬台国の卑弥呼あるいは台与が崇神を支えることによって、初期大和王権が成立した過程を解明しました。すなわち、卑弥呼の臣下、丸邇氏遠祖の日子国夫玖命が、大官「大倭」として邪馬台国と初期大和王権、両勢力の橋渡し役となり活動したこと、特に建波邇安王の反逆では、これを征討する功績を挙げ崇神の政権を支えたことです。このように、「新類型」の自説は、邪馬台国論の第一の課題である、『魏志倭人伝』にみる邪馬台国と『古事記』、『日本書紀』にみる大和王権との関係性を明らかにすることができます。加えて、大和の東大寺山古墳から出土した「中平刀」の大和伝来を立証できますが、北部九州説(畿内を含まない)では論証できません。なお、東征・東遷説や畿内説も「中平刀」の大和伝来を想定できますが、現時点では具体的な論証は不明と思います。

参照・参考文献

- (1) 寺澤薰 『日本の歴史 02 王権誕生』講談社 2000年 纏向の「市」機能、初現期古墳の研究
- (2) 久住猛雄 『博多湾貿易の成立と解体・再論』第20回加耶史国際学術会議論文 2014年「博多湾貿易」「金海貿易」
- (3) 村上恭通 『古代国家成立と鉄器生産』2007年青木書店 鉄の生産、流通

むすび

「新類型」の自説と北部九州説(畿内を含まない)は、大きくみれば、邪馬台国の「首都」を北部九州とする点で同じですが、その版図に畿内を含むか、否かの点で異なります。そして、このことが邪馬台国的位置論での分かれ目となってきます。すなわち、「水行陸行」の道程や「会稽東治の東」の長大な距離の記述があるために、「万二千余里」だけでは北部九州説(畿内を含まない)を確定することができません。このため、「水行陸行」の道程に関して、大和王権との混同とする「重ね写真」説の立場をとります。

しかし、第一章でみたように、倭の遣使が伝えた情報や陳寿が『魏志倭人伝』に記した情報は、対立していた狗奴国を例外として、邪馬台国連合に属する国に関するものに限定されていたと考えられます。このため、連合に属さない初期大和王権の都である大和、纏向への道程が『魏志倭人伝』に記されることはなかったと考えます。従って、北部九州説(畿内を含まない)に立つ、「重ね写真」説は成立せず、邪馬台国的位置論の課題を解明できません。

これに対して、「新類型」の自説は、北部九州の邪馬台国連合が初期大和王権を支配しているとみるとことから、連合に属する初期大和王権の都である大和、纏向への「水行陸行」の道程が倭の遣使によって伝えられ、陳寿によって『魏志倭人伝』に記されたとみます。このように、「新類型」の自説は邪馬台国の位置論の課題を解明できます。

次に、上記の版図の問題に関して、現在でも古代史学の中核にあるとされる伝統的な学説があり、北部九州説(畿内を含まない)を支えています。すなわち、畿内の勢力は九州におよばず、九州でも北部の女王国と、南部の狗奴国を中心とする二大政治圏に分かれていたとする学説です。しかし、第二章でみたように、列島の地政学と稻作共同体の特性から、倭の地は韓の地に比べて首長制社会への傾斜が急激であったため早くまとまり、邪馬台国により列島の広域が束ねられました。このため、現在でも古代史学の中核にあるとされる伝統的な学説は斥けられ、「新類型」の自説に対立する北部九州説(畿内を含まない)は成立しません。これに対して、「新類型」の自説は、北部九州の邪馬台国が統治機関「大倭」を通して、鉄、銅鏡などの重要物資のサプライチェーンを統制することにより、広域支配が可能であったと考えます。北部九州の邪馬台国は、南四国や吉備、河内などの勢力と連合体制を組み、狗奴国に対抗する東方策を展開し、最終的に邪馬台国連合に大和纏向の初期大和王権を組み込んだと考えます。この具体的な政治過程は、第三章でみたように、「中平刀」の大和への伝来を通してみたとおりです。

本稿では、第一章から第三章に渡って、「新類型」の自説と北部九州説(畿内を含まない)の対立点を巡る問題を考えました。その結果、北部九州説(畿内を含まない)は成立しないことを示しました。前回、全国邪馬台国連絡協議会のホームページ「私の邪馬台国論・古代史論」に『さきたま「稻荷山鉄劍」などの金石文からみた邪馬台国』(2023年7月)を投稿し、その中で筑紫王朝説が成立しないことを示しました。今後、残された邪馬台国的主要説である畿内説や東遷説と「新類型」の自説との対立点を巡る問題を考え、「新類型」の自説の優位性を論証したいと思います。

2025年10月19日 了